

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉  
—あなたはどう考える？ その理由は？—

	〇or×
1	②平成28年5月13日付け貸金は、本件の根抵当権で担保される可能性が高い。
2	①平成28年5月6日付け貸金は、本件の根抵当権で担保される可能性が低い。
3	本件において、JAは、Aさんに①平成28年5月6日付け貸金を請求できる。
4	本件において、JAは、Cさんの相続人に②平成28年5月13日付け貸金を請求できる。
5	本件の2口の貸金①②は、根抵当権で担保されない場合でも、借用証書を添付して配当要求を行えば、他の債権者と平等に配当を受けられる。



正解とその理由は33頁

連載

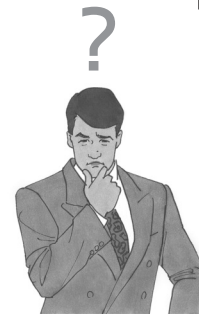
〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に  
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長  
東北大学法科大学院 教授  
弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。



確定後に新たに融資したのでは担保されません。



JAが行った債権届出では確定後に発生した債権と見られるからです。本件の根抵当権について、JAは、四月一五日に届いた債権届出の催告書でクレジット会社甲による差押えを知ったわけですから、それから二週間の経過で確定します（民法三九八条の二〇第一項三号）。確定後に発生した債権は担保されません。



裁判所の記載例を参考に、①「平成二八年五月六日付け消費貸借…元金一〇〇万円」、②「平成二八年五月一三日付け消費貸借…元金二八〇万円」と記載しました。それでは、裁判所から「担保されない」と言われてしまいますね。どうしてですか？



当JAの二口の貸金は、この根抵当権で回収できると思っていたので、担保されないと困るのですが……。

！書替えの法的性質

〈解説〉



なく、確定前からの債権・債務を書き替えただけなのですが、担保されないのでしょうか？

書替えによる貸金は、法的には「準消費貸借契約」（同法五八八条）であることが多いでしょう。消費貸借契約（同法五八七条）は、返還を約束して金銭を授受するものですが、準消費貸借契約は、すでに発生している債務を金銭の授受なく消費貸借にするものです。

準消費貸借契約については、根抵当権の設定登記の際、被担保債権の範囲には、「一定の種類」の取引として「準消費貸借取引」の登記が受け付けられていないこともあり、消費貸借取引では担保されないと考えられています。



2. 書替えと担保の関係

なるほど。しかし、書替前の債権は、被担保債権として登記されている売買取引・消費貸借取引に該当しますが、それで担保されることにはならないのでしょうか？

一般的には、書替前の旧債権と書替後の新債権には同一性がある

今回のお悩み

第13回

書替えの注意点と配当要求・剰余金差押えによる回収

Xさんは、自宅の土地建物と田を所有しており、息子Zさんに田を贈与して稲作を経営移譲し、自分は小規模な養豚を行っていました。JAの債権と保証・担保の状況はつぎのとおりです。

- ① Xさん：豚の餌を、Aさんを保証人として継続的に供給
- ② Zさん：農機具代金300万円を、Bさん・Cさんを保証人として平成25年12月20日に融資
- ③ Xさん：自宅に極度額500万円・債務者はAさん・被担保債権の範囲は消費貸借取引と売買取引の根抵当権を設定

Xさんは平成28年1月5日に死去し、相続人である妻YさんとZさんの間で「自宅等の遺産はすべてZが相続・養豚は廃業・豚の餌代金（100万円）はZが支払う」という協議が整いました。同年3月3日には自宅がZさんの名義に相続登記され、その後、つぎのような証書貸付への書替えを行いました。

- ①平成28年5月6日：①の餌代金100万円をZさん名義の証書貸付に書替え（保証人はXの妻Yさんとする）
- ②平成28年5月13日：延滞となっていた②の貸金の残金280万円をZさんを借主とする証書貸付に書替え（返済条件を緩和し、さらに保証人はCさんが死亡していたのでBさんのみとする）

同年6月になり、4月7日に自宅がクレジット会社甲の差押えを受け、当JAにも4月15日には裁判所から債権届出の催告書が届いていたことが判明しました。配当要求の終期は6月30日でしたので、慌てて上記①②の貸金の債権届出を行いました。裁判所から「根抵当権が確定した後の貸金なので担保されない」との連絡があり、どうしたらよいのか悩んでいます。